

都立高校の魅力向上等に係る懇談会設置要綱

令和 7 年 9 月 25 日制定 7 教学高第 2093 号
令和 7 年 10 月 29 日改正 7 教学高第 2399 号

(設置の目的)

第 1 条 魅力ある都立高校の実現に向けて課題を整理した上で、教育の質の向上や地域との連携に加え、グローバル化やデジタル化といった社会の変化に対応できる人材の育成や、多様な生徒を確実に支える仕組みの構築など魅力ある都立高校の在り方等について幅広く議論し、都教育委員会において必要な施策の参考とするため、都立高校の魅力向上等に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について議論を行う。

- (1) 魅力ある都立高校の実現に向けた課題の整理に関すること。
- (2) 魅力ある都立高校の在り方に関すること。
- (3) 魅力ある都立高校の実現に向けた必要な施策に関すること。
- (4) その他、懇談会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 条 懇談会は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、意見等を求めることができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から令和 10 年 3 月 31 日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

(副座長)

第 6 条 懇談会に副座長を置き、座長の指名により選任する。

2 副座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議等)

第7条 懇談会は、教育長が招集する。

2 懇談会は、魅力ある都立高校の実現等に向けて議論するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(公開)

第8条 懇談会は原則として公開で行う。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

2 懇談会の資料及び議事要旨については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができます。

(謝金)

第9条 懇談会に出席した者（東京都職員及び県費負担教職員を除く。）に対し、謝金を支払うものとする。謝金額については、講師等謝金支払基準（東京都教職員研修センター）に基づき決定する。

(事務局)

第10条 懇談会の事務局は、東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課とする。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月29日から施行する。